

処 分 基 準

平成29年3月12日作成

| |
|---|
| 法 令 名：道路交通法 |
| 根 拠 条 項：第75条の2第1項 |
| 処 分 の 概 要：過労運転に係る自動車の使用制限命令 |
| 原権者（委任先）：福岡県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め：道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準） |
| 処 分 基 準：使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別紙に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。 |
| 問 い 合 わ せ 先：警察本部交通指導課取締指導第一係(092-641-4141 内5133、5134) |
| 備 考： |

別紙 処分量定の基準

| 前 歴 | 累積点数 車種 | 2点又は | 4点又は | 6点から | 9点以上 |
|------------------|------------|------|------|------|------|
| | | 3点 | 5点 | 8点 | |
| な し | 大型車等 | | | 30日 | 45日 |
| | 普通車 | | | 20日 | 30日 |
| | 二輪車等 | | | 10日 | 15日 |
| 一 回 | 大型車等 | | 30日 | 45日 | 60日 |
| | 普通車 | | 20日 | 30日 | 40日 |
| | 二輪車等 | | 10日 | 15日 | 20日 |
| 二 回 | 大型車等 | 30日 | 45日 | 60日 | 75日 |
| | 普通車 | 20日 | 30日 | 40日 | 50日 |
| | 二輪車等 | 10日 | 15日 | 20日 | 25日 |
| 三 回 以 上 | 大型車等 | 45日 | 60日 | 75日 | 90日 |
| | 普通車 | 30日 | 40日 | 50日 | 60日 |
| | 二輪車等 | 15日 | 20日 | 25日 | 30日 |

- 注：1 「大型車等」とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。
- ：2 「普通車」とは、普通自動車をいう。
- ：3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。